

(別紙)

令和6年度奄美市政策周知デザイン業務（奄美市総合計画概要版作成）仕様書

1. 業務名 令和6年度奄美市政策周知デザイン業務（奄美市総合計画概要版作成）

2. 目的

奄美市では、未来の奄美市づくりに向けて、市民一人ひとり、企業や団体、奄美市役所が一丸となって、奄美市の課題解決と持続的な成長を実現するため、『奄美市総合計画』（通称『未来の奄美市づくり計画（未来計画）』）（以下「未来計画」という。）を策定しました。

この実現のためには、より多くの皆さんに未来計画の将来像や理念をご理解いただき、それぞれの立場でできる取組を考えることから始める必要があります。一方、未来計画はこれまでの計画と比べ、ポイントをまとめ、簡素な計画となっはいるものの、ビジュアル面での工夫など、さらなる“伝える”努力が必要です。

このことから、奄美市内に居住するデザイン人材とともに、市民に“伝わる”未来計画概要版作成を行い、未来計画のポイントを周知啓発することにより、自発的な活動を促進することを目的としています。

3. 履行期限

契約締結の日から令和6年7月31日（水）までとする。

4. 業務内容

業務項目1 概要版制作に係る基本コンセプトの策定

事務局との打ち合わせにより、概要版制作に係る基本コンセプトを策定する。

業務項目2 概要版デザイン制作

- ① 概要版はA4印刷4ページとする（過不足は認めない）。
- ② カラー版及び白黒版を作成すること
- ③ 使用するフォントはユニバーサルデザインに配慮すること

5. 成果物

<提出書類>

履行期限内に本業務に係る以下成果物を提出すること

- (1) 制作データ 一式（PDF及びAdobe Illustrator）

※記録媒体は「USB等」で提出すること。

- (2) その他 委託者が必要と認める書類

6. 著作権及び版權

本業務の履行により制作した成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第3者により提供されるコンテンツ、プログラム等にかかる著作権等についてはこの限りでない。

本業務の成果品に第3者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用

(別紙)

の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

なお、本成果品提出後に、委託者により修正し二次使用を行う場合がある。

7. 一般事項

(1) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任で賠償する。

(2) 受託者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、委託者から提出を求められた際は速やかに提出する。

8. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

9. 個人情報の保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

10. 手直し

受託者は本業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

11. 特記事項

(1) 作業過程において、疑義が生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

(2) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議の上対応を決定する。その他、プロポーザルの企画提案書に基づく事項を実施すること。

(3) 本成果品引き渡し後、『奄美市だより』に掲載し、市内全戸に配布することを予定している。

12. 事務局

奄美市総務部企画調整課企画調整係

〒894-8555 奄美市名瀬幸町2-5番8号

TEL : 0997-52-1111 (内線 5422) FAX : 0997-52-1001

E-Mail : kikaku01@city.amami.lg.jp